PCグリーンラベル適用報告書
記入マニュアル
【2009 年度 製品審査編】

1．適用報告書

「デスクトップ型」のディスプレイを含めたセットモデルでは、「パソコン本体部分」と「ディスプレイ部分」に分けて各々報告書を提出する。
ただし、パソコン本体部分とディスプレイ部分の消費電力を別々に測定することができなく、かつ１本のACコードでコンセントに接続するものは（ディスプレイはパソコン本体からDC供給）、セットで報告書を提出する。デスクトップ型（セット）は、この定義に該当する。

- 報告会社名：「企業審査」で承認されている会社名（グループ会社含む）を記載。
- 報告責任者：評価結果について、対外的に責任がとれる人。
  （日本国内の、製品の開発・設計責任者あるいは製品を評価した責任者で、部長クラス以上が望ましい）
- 連絡責任者：適用報告内容について、上記責任者との連絡窓口となる人。
  （PC3R 連絡担当者あるいは環境委員会メンバーが望ましい）

2．環境性能

製品の環境性能等の情報をまとめたものである。適用報告書やチェックリストの結果から自動的に表示される箇所と入力する箇所がある。1項の適用報告書及び3項のチェックリストを記入後、未表示箇所を入力する。

- シリーズ名/型名（型番）：シリーズ単位かつ装置サイズ単位かつ代表型名（型番）とする。代表型名（型番）（例：PC-AAAA**BB）とした場合、型名（型番）欄に「**」の説明を記載する。
- 製品アピール：製品固有の環境関連事項について記載する。
- お問い合わせ（電子メール）：外部からの問合せに対応できる部署のメールアドレスが望ましい。

3．チェックリスト

(1)自己宣言型ラベルであるので、必須項目については、全て満足する(✔印を記入)ことが大前提となる。なお、選択項目については、対応できるもの(✔印を記入)が1個以上必要である。加点項目については、環境性能を評価するもので、報告する製品が適合していれば「✔」とする。

(2)デスクトップ型（セット）については、以下の５項目に限り本体部分とディスプレイ部分それぞれが対応されている必要がある。一方が対応できていても他方が対応できていない項目がある場合は、その項目は対応できていないものとする。

①全ての筐体プラスチック部品はハロゲンフリーである（ユニット除く）。
②全ての回路基板はハロゲンフリーである（コンポーネント及びユニット除く）。
③取扱説明書には、塩素漂白紙を使用していない。
④LCAによる、製品の各ステージにおける環境影響評価を実施している。
⑤25g以上のプラスチック部品は、金属メッキの表面処理を回避している。

(3)入力手順は以下のとおりである。

①製品タイプをチェックした後、乾電池同梱有無を確認する。製品タイプをチェックすると、“無”にチェックされるので、同梱有りの場合は“有”にチェックし直す。

②”選択””必須”及び”加点”をチェックする。P-1(3)⑬項のVOCについては、”適合”または”測定中”をチェックする。

③”入力確定”ボタンをクリックする。適合状況に“不適合”が表示された場合は、未チェック項目があることを示し、未入力の必須項目欄がピンクに表示される。

また“入力確定”ボタンをクリックすると、必要なデータが環境性能シートに転送される。

④過去に作成したデータを引用して新規製品のデータを作成する場合は、以下のいずれかの方法による。

- 同一製品タイプにおいて一部のデータを修正する場合は、その部分を修正する。
  ただし、チェックリストを修正した場合は再度“入力確定”ボタンをクリックする。
- 別の製品タイプを入力する場合は、製品タイプを選択し直すと乾電池同梱有無、タイプ別非該当項目、加点項目が Reset されるので再度入力し“入力確定”ボタンをクリックする。

P-1(1)①

- 国際エネルギースタープログラムは、適合条件があれば2項の環境性能シートの型名（型番）欄に記載する。
- 国際エネルギースタープログラム制度運用細則は、省エネルギーセンターのホームページからダウンロードできる。
  http://www.eccj.or.jp/ene-star/prod/outline.html
- 「自動輝度調整」とは、パソコンを設置する周囲の明るさを感知して画面の明るさを見やすく調整するもの。

P-1(1)②

- 「消費電力などの情報」とは「消費電力」「エネルギー消費効率」「省電力機能」の説明を示す。（全てが書かれている必要はない）

P-1(2)①

- 同等の規格には、IEC60950、UL60950、CSA60950 などがある。

P-1(2)②

- 「JEITA　ITR-3004」は下記 URL からダウンロードできる。
  http://www.jbmia.or.jp/~tc/gl-lowfreq-3.pdf

P-1(3)①

- 関連法規を遵守し、また JGPSSI の「含有化学物質情報開示(JIG-101)」を準用していれば「✔」。ただし、「含有化学物質情報開示(JIG-101)」は、当面のあいだ、構成部品などの購入時ドキュメント(「購入仕様書」、「メーカー確認書」など）で確認していればよい。
- 「化学物質の使用」とは、素材、部品製造時に性能、機能を出すために必要な化学物質を意図

的に添加することをいう。従って、想定しない物質（不純物）が混入する場合や、生産工程で使用されても理論的に素材や部品に残らない場合は、化学物質の使用に当たらない。

- 「含有化学物質情報開示(JIG-101)」は下記 URL からダウンロードできる。

  http://210.254.215.73/jeita_eps/green/greendata/JIG200601/JIG_Japanese060105.pdf

〔参考〕

化審法(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律)第 1 種特定化学物質及び安衛法(労働安全衛生法)で製造などが禁止される有害物質を使用していないこと。

P-1(3)②

- プラスチック製筐体部品とは、パソコン本体、キーボード、マウス、リモコン、ディスプレイの外装ケースに使用されるプラスチック製部品を指し、内部のユニットや部品は対象外。
- IARC の指定物質の中で、高分子材料の原料として使用されているものは対象外。
- 「六価クロム」、「カドミウム」は P-1(3)④で、また「ホルムアルデヒド」は P-1(3)⑬で規定しているので対象外。
- 購入時に「発ガン性物質が使用されていない」ことをドキュメント(「購入仕様書」「メーカー確認書」など)で確認していれば、当面は「✔」という判断をする。
- IARC の発ガン性物質については下記を参照。

  http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/ListTable.do
- リスクフレーズの発ガン性物質については下記を参照。

  http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2004/l_216/l_21620040616en00030310.pdf#search='2004/73/EC'

P-1(3)③

- 構成部品などの購入時に「オゾン層保護法で規定された化学物質が使用されていない」ことをドキュメント（「購入仕様書」、「メーカー確認書」など）で確認していれば「✔」とする。

P-1(3)④

- 製品に含まれる特定化学物質の除外項目及び含有率の算出の考え方は、申請時に有効な「電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法（JIS C 0950)」または申請時点で有効な業界ガイドラインを参照すること。
- グリーンマークは、製品、包装箱、カタログ類、ホームページ、取扱説明書のうち、一つ以上に表示すること。

P-1(3)⑤

- パソコンの操作時に長時間接触する部位として、ノート型のパームレスト、マウス、タブレット PC の筐体及びペンなどがある。

P-1(3)⑨

- 筐体プラスチック部品とは、パソコン本体、キーボード、ディスプレイの外装ケースに使用されるプラスチック製部品を指し、内部のユニットや部品、マウス、リモコン、AC アダプターなどは対象外。

- プリント基板とは、パソコン本体、ディスプレイに直接使用されるプリント基板を指し、電源、HDD、ODD、キーボード、マウス、リモコン、部品などは対象外。
- ハロゲンは塩素、臭素を対象とする。

P-1(3)⑬

- タイプ群(製品区分)のなかで放散量の多い製品(容積、質量、ディスプレイサイズ、熱分布、材料データなどから判断)を選定し、この測定結果が指針値以下であるなら、タイプ群のなかの製品は全機種適合と見なす。ただし、ロットばらつきなどを考慮し、指針値に対しマージンが少ない場合は、複数台の測定を行い判断すること。
- 「製品審査」提出までに測定出来ない場合は「△」として提出できる。ただし、測定後速やかに「製品審査」を再提出する。測定結果が適合なら「✔」として再申請、非適合なら対象の申請機種の申請日、型名(型番)をフリーフォーマットで報告する。
- 「VOC ガイドライン」は下記 URL からダウンロードできる。
  http://it.jeita.or.jp/infosys/committee/environ/0509VOCguideline/index.html
- 「VOC ガイドライン」が改版された時、新版の有効日から半年間は旧版に基づく測定の結果で判断することができる。

P-1(3)⑮

- 有機ハロゲン化合物とは、ポリ塩化ビニルなどのプラスチック、プラスチックの難燃剤、プラスチックの発泡剤などを指す。

P-1(4)①

- LCA の評価方法としては、各社独自の LCA プログラムあるいは第三者機関のものを使用して評価する。ここでは主に CO2 排出量に換算して評価する。

P-2(1)①

- 「環境設計ガイドライン」をベースに判断をする。
  (従来モデルと比較して同等以上であれば「✔」とする)
- 再生プラスチックの定義は JIS「Q 14021」による。

〔参考〕

> リサイクル材料含有率及びこれに関連する用語の定義は，次による。
> a) **リサイクル材料含有率**　製品又は包装中に含有するリサイクル材料の質量比。プレコンシューマ材料及びポストコンシューマ材料だけをリサイクル材料とみなさなければならない。
> なお，これらの材料は，次の用語の定義による。
> 1) **プレコンシューマ材料**　製造工程における廃棄物の流れから取り出された材料。その発生と同一の工程で再使用できる加工不適合品，研磨不適合品，スクラップなどの再利用を除く。
> 2) **ポストコンシューマ材料**　家庭から排出される材料，又は製品のエンドユーザとしての商業施設，工業施設及び各種施設から本来の目的のためにはもはや使用できなくなった製品として発生する材料。これには，流通経路から戻される材料を含む。
> b) **リサイクル材料**　製造工程において回収［再生］材料から再加工され，更に最終製品，又は製品へ組み込まれる部品に使用される材料。
> c) 回収〔再生〕材料　廃棄物として処分されるはずの材料，又はエネルギー回収の目的に供されるはずの材料ではあるが，代わってリサイクル又は製造工程のために，新規の原料に替わる原料として収集及び回収［再生］される材料。

P-2(1)②

- メモリーの増設など、メーカーが保証できる範囲で、ユーザーがアップグレードできるような配慮がされているかどうかにより判断する。
- 「一般的に利用可能な道具」とは一般に購入可能な道具を指す。

P-2(2)①

- 「環境設計ガイドライン」をベースに判断をする。

〔参考〕

- 「リユース」とは、ユーザーから使用済みとなり、回収された製品などから、リユース可能なものを選択し、そのまま、もしくはリペアなどを施した上で修理部品などに使用することである。

P-2(2)②

- 「環境設計ガイドライン」をベースに判断をする。
- 具体的には、製品設計段階でリユース対象部品などを取り付けているねじなどの数、種類、工法などが、取り外し容易な構造になっているか、また、解体・分離する際に使用する工具の種類や数が、必要最小限になっているかを評価して判断する。

〔参考〕

- 「リユース対象部品など」とは、「リユース可能な部品/ユニット」のことである。

P-2(2)③

- 「環境設計ガイドライン」をベースに判断をする。

P-2(3)①

- 「環境設計ガイドライン」をベースに判断をする。
- 具体的には、この製品が将来、使用済みとなった時に、リサイクルが可能と判断される部品や材料の質量割合を定量的に推定、評価していることを確認して判断する。

P-2(3)③

- 「環境設計ガイドライン」をベースに判断をする。
- ただし、25g 以上かつ 200 ㎟以上のプラスチック部品であっても、機能を損なうおそれのある部品は除く。(例:液晶ディスプレイの導光板など)

P-2(3)④

- 「環境設計ガイドライン」をベースに判断をする。
- 原則的にリユース、マテリアルリサイクルを優先とするリサイクル可能率の向上が重要であり、特にプラスチック部品では、ラベル貼り付け、金属インサート、接着などの回避または削減がされていることを確認して判断する。

- 「異種材料」とは、製品／部品の組立工程での加工で異種材料が部分的に接着・接合され、解体時に物理的な力で単一材に分離できるものを示す。

（例：プラスチック部品へのインサートネジ埋め込みなど）

■ P-2（3）⑤

- 取り外し容易とは、「環境設計ガイドライン」のＡ、Ｂ、Ｃレベルであれば「✔」という判断をする。

■ P-2（4）①

- 取扱説明書は、自社の責任にて製作したものを示す。

「環境を配慮したバージンパルプ」とは、紙の原料（木材など）が原料産出地の法律、規則を守って生産されたもの、または森林環境に配慮した森林認証材などで生産されたものを示す。

- 「電子マニュアル」とは、本体内蔵の HDD あるいは添付の媒体を指す。
- 質量については、従来モデルに比較して同等以下となっていれば「✔」とする。

■ P-2（4）②

- 「資源有効利用促進法」に準拠しているかどうかで判断をする。

〔参考〕

上記法律の中で、分別回収のための「指定表示製品」として、紙製容器包装とプラスチック製容器包装が指定されており、容器包装への識別表示が義務づけられている。識別表示のための識別表示マークは、上記法律で規定されているマークである。

下記 URL に事例がある。

http://www.aeha.or.jp/02/a02.html

■ P-2（4）③

- 主に段ボールを対象とし、「環境設計ガイドライン」をベースに判断をする。